



2024年8月8日

各位

会社名 F I G 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 村井 雄司  
(コード：4392 東証プライム 福証)  
問合せ先 取締役常務執行役員 岐部 和久  
(TEL. 097-576-8730)

### 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び 第5回～第6回新株予約権（行使価額固定型）の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年7月23日開催の取締役会において決議いたしました、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）、第5回及び第6回新株予約権（以下、それぞれ「第5回新株予約権」、「第6回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関しまして、本日付で本新株予約権付社債の発行価額の総額（500,000,000円）及び本新株予約権に係る発行価額の総額（3,735,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2024年7月23日付で公表しております「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回～第6回新株予約権（行使価額固定型）の発行並びに同買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

#### <本新株予約権付社債の概要>

(1) 払込期日	2024年8月8日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本新株予約権付社債1個につき12,500,000円 (各本新株予約権付社債の金額100円につき100円とします。) 本新株予約権付社債に係る新株予約権（以下「本転換社債新株予約権」といいます。）については、当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	1,204,819株 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合における交付株式数です。 下限転換価額（下記「(6) 転換価額及びその修正条項」において定義します。）は311円であり、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合における交付株式数は1,607,717株です。 なお、本新株予約権付社債の転換においては、当社が保有する自己株式1,218,616株を優先的に活用いたします。
(5) 調達資金の額	500,000,000円
(6) 転換価額及びその修正条項	当初転換価額は、1株当たり415円です。 転換価額は、2025年5月9日、2026年2月10日及び2026年11月10日に、それぞれの日に先立つ30連続取引日間（但し、取引日は本新株予約権付社債の発行要項第14項第(4)号ハ.の規定に従って除外されることがあります。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の各取引日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額

	<p>がその時点で有効な転換価額を1円以上下回っている場合には、転換価額は当該金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額。)に修正されます。但し、転換価額は311円(以下「下限転換価額」といいます。)を下回らないものとします。上記の計算による修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合、転換価額は下限転換価額とします。</p> <p>また、本新株予約権付社債の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項に従って調整されることがあります。</p> <p>なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいい、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限を含みます。)には、当該日は「取引日」にあたらないものとします(以下同じです)。</p>
(7) 募集又は割当方法(割当先)	マコーリー・バンク・リミテッドに対して、第三者割当の方法によって行います。
(8) 利率及び償還期日	年率：0% 償還期日：2027年8月10日
(9) 償還価額	各本新株予約権付社債の金額100円につき100円
(10) その他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結しました。

<本新株予約権の概要>

(1) 割当日	2024年8月8日
(2) 発行新株予約権数	30,000個 第5回新株予約権 15,000個 第6回新株予約権 15,000個
(3) 発行価額	総額3,735,000円(第5回新株予約権1個当たり198円、第6回新株予約権1個当たり51円)
(4) 当該発行による潜在株式数	3,000,000株(新株予約権1個につき100株) 第5回新株予約権 1,500,000株 第6回新株予約権 1,500,000株
(5) 調達資金の額	1,836,585,000円(差引手取概算額)(注)
(6) 行使価額	当初行使価額は、第5回新株予約権が525円、第6回新株予約権が700円です。 本新株予約権については、いずれも行使価額の修正は行われません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
(7) 募集又は割当方法(割当先)	マコーリー・バンク・リミテッドに対して、第三者割当の方法によって行います。
(8) 新株予約権の行使期間	2024年8月9日から2027年8月9日までとする。
(9) その他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本買取契約を締結しました。

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初の行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(4,650,000円)を差し引いた金額です。行使価額が調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行

使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

以上